筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第 245条第4項の規定により、公告します。

令和7年10月24日 大阪法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和7年第14号

対象土地 大阪市阿倍野区阪南町一丁目15番29

同所 15番30